

項目	調整内容
-23 学校の通学区域	学校の通学区域については、現行のとおりとする。
-24 学校教育事業	<p>1 適正就学指導委員会の委員定数及び構成については、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>2 中学生対象の集団宿泊活動は稲沢市の制度に統一し、小学生対象の野外教育活動については各学校に委ねる。</p> <p>3 英語指導助手については、平成17年度から事業を統一する。</p> <p>4 教育振興補助事業については、1市2町の実態を勘案し見直すものとする。</p> <p>5 私立幼稚園運営費補助については、新市において事業を再編の上実施する。 また、中島郡祖父江町が実施している幼稚園給食費補助については、平成17年度から廃止する。</p> <p>6 私立高等学校授業料補助については、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>7 学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。ただし共同調理場の中島郡祖父江町及び中島郡平和町の給食費及び献立については合併時に統一する。 また、中島郡祖父江町が実施している学校給食費補助金については、平成17年度から廃止する。</p> <p>8 情報教育用設備については、新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。</p> <p>9 中学生海外派遣事業については、新市において事業を再編の上実施する。</p>
-25 文化振興事業	文化振興事業については、原則として稲沢市の例により調整する。
-26 コミュニティ施策	<p>1 稲沢市のまちづくり組織支援制度及び中島郡祖父江町の地区に対する支援制度を継続する。ただし、合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。</p> <p>2 地区集会場（公民館）補助制度については、稲沢市の制度に統一する。</p>
-27 社会教育事業	<p>社会教育事業の取扱いについては、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努める。</p> <p>1 成人式は、稲沢市の方法で調整し実施する。</p> <p>2 生涯学習、スポーツ関係団体は、合併後に稲沢市の団体へ統合する。</p> <p>3 生涯学習施設、スポーツ関係施設の管理・運営は、合併時に稲沢市の例により調整する。また、減免制度は、稲沢市の制度に統一する。</p> <p>4 図書館は、新市において管理及び運営の方法を調整し統一する。また、システムについては、住民の利便性を高めるため、新図書館の建設にあわせて調整する。</p> <p>5 スポーツ大会は、原則として稲沢市の運営方法により調整し開催する。</p> <p>6 中島郡祖父江町及び中島郡平和町で実施している町民体育祭は、住民組織の育成を図り、稲沢市の制度で調整する。</p>
-28 社会福祉協議会	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
-29 その他事業	<p>1 総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき新たに策定する。</p> <p>2 行政改革については、合併後に新たな改革計画を策定する。職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。</p> <p>3 企業誘致については、合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。</p> <p>4 行政情報公開制度については、稲沢市の制度を適用する。</p> <p>5 個人情報保護制度については、稲沢市の制度を適用する。</p> <p>6 公共施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。</p> <p>7 法律相談については、合併時に稲沢市の制度に統一する。なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。</p> <p>8 相談事業については、合併後、稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、当分の間は現行の回数及び会場を確保する。</p> <p>9 NPO活動支援については、現行のとおりとする。</p> <p>10 ケーブルテレビ放送の基盤整備については、新市内における格差是正に向けて、合併後、新市において調整する。</p> <p>11 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合のそれぞれの職員互助会の組織を合併時に統合し、会員資格、掛金、助成金等を稲沢市の制度に統一するものとする。</p> <p>12 議会広報については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>13 選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。</p> <p>14 土地賃貸借契約及び公有財産貸付契約については、現行のとおりとする。</p> <p>15 入札及び契約については、原則として、稲沢市の制度に統一する。 なお、入札参加資格審査及び登録については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間（平成17年度）は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。</p> <p>16 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する。</p>

【資料】合併協議の経緯

【協議会の開催状況】

平成15年	7月8日	第1回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会関係規程 ・事業計画、法定協議会予算 ・協定項目 ・合併協議の基本方針 ・新市建設計画の策定の方針検討 	
	8月8日	第2回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会実施計画 ・合併の方式などの基本項目について提案 ・新市建設計画構成等検討 ・新市建設計画の前提、課題、基本目標検討 	
	8月27日	第3回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本項目についての協議開始 ・合併期日、新市の事務所の位置について承認 ・財産及び債務の取扱いなど4項目について提案 ・新市の特性、主要指標見通し、ゾーニング、新市建設計画の施策大綱検討 	
	10月1日～17日	市町村合併住民懇談会開催	
		・稻沢市、祖父江町、平和町内の23会場	
	10月21日	第4回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・財産及び債務の取扱いについて承認 ・地方税の取扱いなど5項目について提案 	
平成16年	11月5日	第5回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式、議会議員の定数及び任期の取扱いについて概ねの方向付け ・一部事務組合等、使用料・手数料等の取扱いなど8項目について提案 ・地方税、事務組織及び機構の取扱いについて承認 	
	12月4日	第6回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式など13項目について承認 ・新市の名称を公募することについて承認 ・国民健康保険事業、介護保険事業の取扱いについて提案 	
	～12月25日	新市の名称を公募	
		・1市2町の住民を対象（2,217件、146点の応募）	
	1月9日	第7回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業、介護保険事業の取扱いについて承認 ・消防団の取扱いなど15項目について提案 ・新市の名称の公募結果について報告 	
	1月31日	第8回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称など18項目について承認 ・健康づくり事業の取扱いなど15項目について提案 	
	3月13日	第9回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会開催	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業の取扱いなど15項目について承認 ・新市建設計画について提案 	